

## 育児時短勤務の期間延長について

育児時短勤務期間を小学校入学→中学校入学までに延長します。

当社は、「育児時短勤務の期間延長」を行います。2024年4月から育児時短勤務の可能な期間を、「小学校入学まで」から「中学校入学まで」に6年間延長いたします。対象は、小学校就学中の子どもがいる全社員で、申請により男女問わず取得が可能です。

育児・介護休業法により定められた、育児のための短時間勤務制度では、社員が申し出れば子どもが3歳になるまで、1日の所定労働時間を6時間とすることができます。現行の当社の育児時短勤務制度では、2024年3月までは子どもが「小学校入学まで」と、法定上の「3歳未満」よりも期間を長くしておりましたが、今回、育児時短勤務の可能な期間を「中学校入学まで」とさらに延長いたします。

取得可能期間 小学校入学まで → 中学校入学まで

今回の延長は、女性が活躍できる職場環境作りを目的に組成したプロジェクトチーム「WORK+」（ワークプラス）からの提言を受け、実施することといたしました。仕事と育児の両立が難しくなる「小1の壁」や学童保育の制約により、親が働き方の見直しを迫られる「小4の壁」などに対する将来の不安を払拭し、全社員が安心して実力を発揮できる環境を整えます。

今後も結婚・出産・育児のライフイベントに左右されず、当社の社員が仕事と育児を両立し続けられる環境を整備してまいります。

問合せ先

取締役常務執行役員管理本部長

清水 秀輝

(TEL. 06 - 6477 - 0113)